

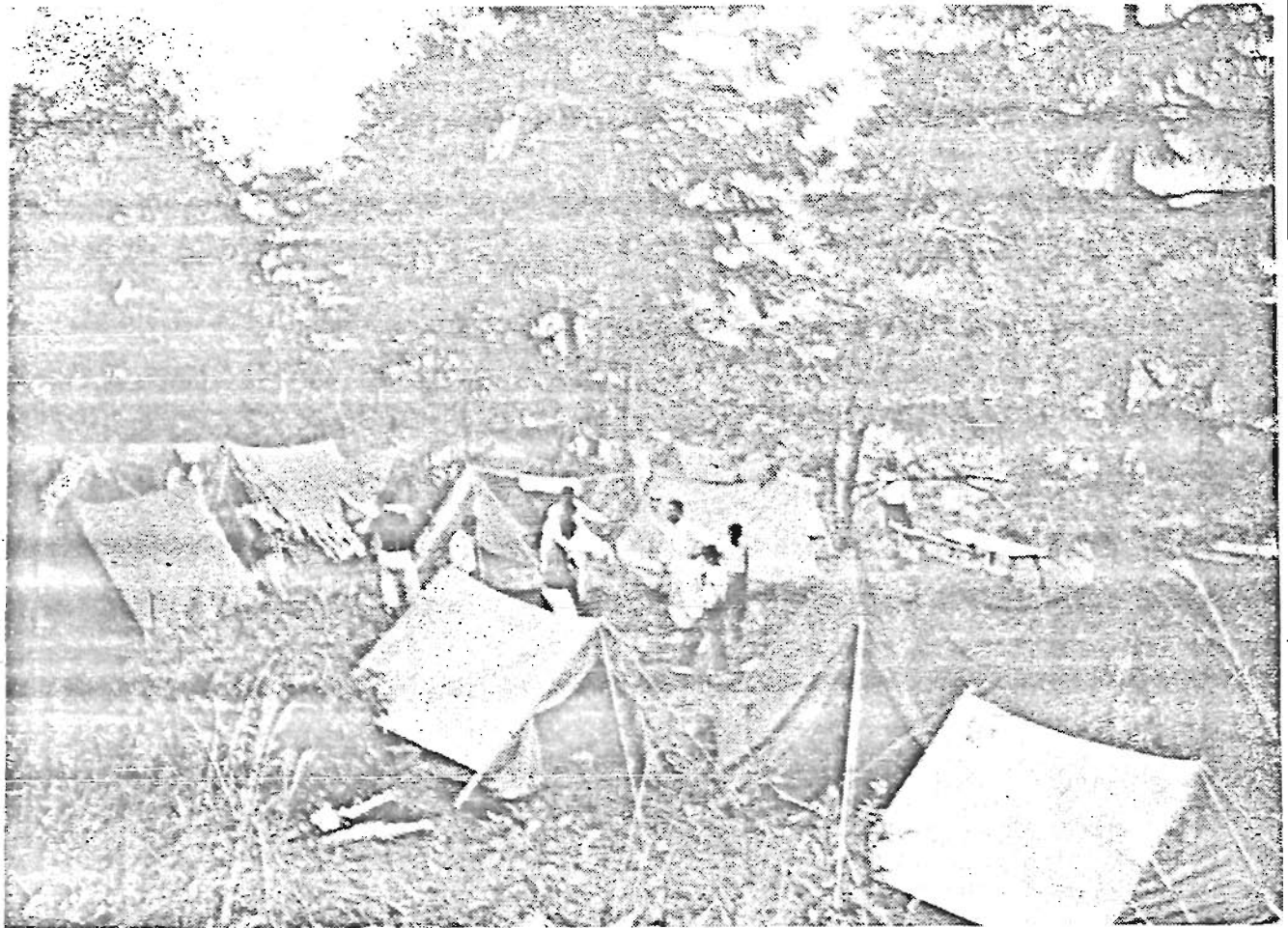
# 豊島区広報

No 94.

昭和 32. 8. 20.

東京都豊島区役所

[写真] 豊島キャンプ村 朝のハンゴウ炊事



南アルプス夜叉神峠の山深くキャンプ、ファイヤーをかこんでだんらんする人々、そのひとときを過ぎれば静寂のうちに夜は更けて草のしとねに健康な寝息が幾筋洩もれて来る！小鳥の声に夜が明ければ谷間を縫ってキャンプの歌がこだまする！そこは素朴

## 健康と豊かな情操を 南ア、夜叉神峠 豊島キャンプ村盛大に終る

な美しさが豊かな情操を生み健康を育ててくれるマアシス、本区のキャンプ村！  
去る七月十九日から八月五日にわたって山梨県夜叉神峠に開設されたキャンプ村は、区民みなさんの多数の参加を得て多大の成果をあげて終る

ことができました。  
本区では来年は更に新しい計画により区民みなさん、こぞって参加できる様準備いたしております。

### 体育館学校々舎

#### 新增築起工式

教育豊島を標榜しこれの充実に常に意を注ぐ本区においては本年も、まずその施設の完成を目指し、新規事業として学校体育館の新築、学校校舎の増改築を施行することとなり、その起工式を次のように挙行いたしました。

記

- 一、区立池袋第五小学校講堂兼体育館新築工事起工式  
八月七日 午前十時
- 一、区立長崎小学校講堂兼体育館新築工事起工式  
八月七日 午前十一時
- 一、区立豊成小学校校舎増築工事起工式  
八月九日 午前十時
- 一、区立高松小学校校舎増築工事起工式  
八月九日 午前十一時
- 一、区立富士見台小学校校舎増築工事起工式  
八月十三日 午前十時
- 一、区立千川小学校校舎増築工事起工式  
八月十三日 午前十一時



### 優良巡回映画会

#### 青少年健全育成に

夏季休暇中の区内青少年を不健全な遊びより守るため優良映画会が開催されております。これは、教育委員会と共催のもとに、次の日程で実施されております。多数のお出でをお待ちしております。

#### 日程場所

日時及時間	場所	内容
八月 二日 午後七時 九時迄	清和小学校	一、ニュース
五日	奥鴨小学校	二、マンガ
六日	時習小学校	三、本足のきりぎりす
七日	池袋中学校	四、ブルの父ちやん
八日	池袋第三小	五、風の又三郎(十巻)
九日	大明小学校	
十日	難波谷小	
十一日	高田小学校	
十二日	目黒	
十三日	高南	
十四日	見沼遊園地	(千早一ノ二二)
十五日		(長崎二ノ八)
十六日	雅名町小	
十七日	千早	
十八日	高松	
十九日	平和	

### 夏の衛生に閑地除草

管理人が遠くに住んでいて充分な手入れが出来ず、雑草はのびぼうだ、蚊はおらが天国を謳歌し、野犬また好適のおれらの遊園地として跋扈する空地が区内には、所々に見受けられますがこれをこのまま放置することは夏の衛生と街の美化を併せて毒するものである所から本区においてはこの雑草の取り、蚊、蟻等の衛生上の根絶に閑地除草を実施いたし夏の衛生の完全を期しております。

### 引揚給付金請求の受付 8月1日より開始

引揚給付金は、引揚者給付金と遺族給付金に分けられております。引揚者給付金は引揚者に遺族給付金は、引揚後昭和三十一年三月三十一日までに死亡した引揚者の遺族と、引揚前外地で死亡した人の遺族に支給されます。その第一は、昭和二十年八月十五日まで引きつづき六カ月以上外地に生活の本拠を有していた人で終戦にともなう発生した事態にもとづく外国官憲の命令生活手段の喪失など、やむをえない理由で、昭和二十年八月十五日以後に本邦に引き揚げたもの。

### 八月分米穀配給

- 一、基本配給
  - 第一回 内地米 四日分
  - 八月一日～八月十日
  - 第二回 内地米 四日分
  - 八月十六日～八月二十五日
  - 二、希望配給
    - 第一日 内地米 三日分
    - 八月五日～八月十五日
    - 第二回 内地米 三日分
    - 八月十六日～八月二十五日
    - 四、外来
      - 一人当り五斤の範囲内
      - 八月一日～八月三十一日

### 区民税第二期分 今月が納期月です

今月は区民税第二期分の納期月です。本年は豊島区誕生二十五周年と特別区制施行十周年に当り本区においてもこれを記念しいろいろな催しを計画実施いたしてあります。区民税第二期分は、納期月である今月が納期月です。納税者の皆さまにもこれを共に記念する意味で一人の未納者もなく納期内に完納していただくようお願いいたします。

### 夏季塵芥 特別処理

夏季期間中は塵芥葉灰が多く、完全処理が必要とされるので、清掃事務所の汲取人の増員に本区においても協力し皆様が健康にこの夏を過せる様努めております。

### 納涼映画も 貯蓄奨励に一役

国家財政の健全保持に即応した今貯蓄奨励運動が実施されておりますが本区においてもこれに呼応して貯蓄思想の高揚に種々努力いたしております。その一つとして去る八月一日には納涼をかねた映画会を開催区民みなさんに強力な貯蓄の実践をお願いいたしております。「備えあれば憂いなし」この言葉は言い古された言葉ではありませんが、この時代にも通用する最も大切な言葉です。明日からと言わず今日からうれいに備えましょう。

# 区長杯は何処に 区民水泳大会

豊島区誕生二十五周年と特別区制施行十周年を記念する行事は次々に行われておりますが、真夏の日を彩る区民水泳大会もその一つとして次のように行われることになりました。この水の祭典には区民皆様の奮っての参加をお待ちいたしております。

記

一、期日 八月二十五日

午前九時開会

九時三十分

競技開始

一、場所 道和中学校プール

一、競技方法

(1) 一名二種目以内

(但しリレーは除く)

(2) 決勝出場選手は予選のタイムにより決定する

## 成人職業学校

### 終了式

去る六月十二日に開校し授業を続けていた本区成人職業学校はその全課程を終了しその卒業式を七月三十一日午後六時より豊島振興会館で挙行いたしました。当日は木村区長始め関係者一同出席の上卒業者四二四名に卒業証書の授与があり終って生徒の製作品

の展示会を觀賞し、式の全部を終りました。

## 戦没者未引揚者

### 子弟に入学祝金

去る七月二十六日区議会議場に都知事、豊島区長からの戦没者、未引揚者入学生子弟への祝金の贈呈が行われましたこの愛の贈物を受けた子弟は一三九人ありました。

# 知つて戴きたい 都税のいろいろ

一、今月の都税は、個人事業税第一期分の納期です。徴税令書をお手元に郵送しましたから、八月三十一日まで、お近くの郵便局銀行または信用金庫などにお払い込みください。この三十一日を過ぎますと、郵便局などでは取扱いたしません。したがって当稅務事務所まで直接お出のうえ納付して頂くことになりす。

二、昭和三十三年度の個人事業税の第一種 事業(物品販売業など)三千六種類(以下) 地方税法(以下) 第七二条(第五項)に属する方は、前年度の事業所得から十二万円を控除した金額のうち年

所得階級	2人以下	3人以下	5人以下
15万円以下	55%	65%	75%
15万円をこえ18万円以下	45%	55%	65%
18 " 20 "	35%	45%	55%
20 " 25 "	20%	30%	40%
25 " 30 "	10%	20%	30%

注 所得税法第8条(不具者・65才以上の老弱者・未亡人)に該当する場合には、更に、20%の減免の措置を受けることもできる

事業所得が三十万円以下であつて納税が困難な方は、税額減免の取扱いができます。

す(注、上段表参照)。

附記

(1)、この減免措置を受けようとする方は、八月三十一日までに、印鑑及び米穀通帳ご持参のうえ、當稅務事務所課税課個人事業税係までに出向してください。

(2)、この手続きをいたしませんと、減免措置の取扱いは受けられません。

(3)、事業所得三十万円をこえる方でも、納税者またはその扶養家族の医療費の異常の支出、火災、盗難その他災害により重大な損害を受けた場合には特に減免できる場合もあります。

税金は、是非、納期内に

納めましょう！  
あなたの税金は、あなたの東京都を發展させるための源動力となるので

(1)、昭和三十三年度は、固定資産税(土地、家屋、償却資産)の評価替えの基準年度になっておりますので、皆様のご家庭に係員を訪問させておりま

すから、ご協力の程お願いいたします。

(2)、固定資産税を一年分または二期分若しくは三期分まとめて前納される方には報奨金を差上げますこの制度をご利用される方は、お電話をご利用當稅務事務所(窓口四番)へお出を願いますならば係員から詳しくご説明いたします。

東京都豊島區稅務事務所  
(昭和三十三年八月一日現在)

## 豊島区現況調査

種別	戸数		世帯		人口
	増	減	増	減	
一	八、四四三	五	二、七〇六	八、九	三〇、二六五
二	八、六八一	一七	二、八五〇	一、六三三	三〇、六八三
三	六、九四五	一六	一、〇〇二	七、四	三〇、六八三
四	四、〇八一	〇	八、〇〇七	四	三〇、六八三
五	三、四六九	九	五、六六八	九	三〇、六八三
六	三、〇〇二	九	七、七四	四七	三〇、六八三
七	三、四六四	〇	五、五三六	九	三〇、六八三
八	三、六五六	七	六、一六	一七	三〇、六八三
九	四、四三三	一三	五、八三三	七	三〇、六八三
合計	四、七、九八一	六七	八、五、六〇七	四一九	三〇、六八三

▽印は減を示す

自治振興課